

資料室



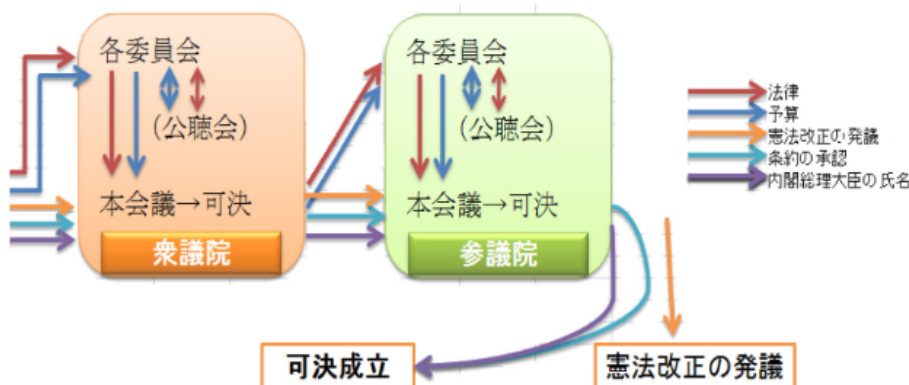
HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第4章 国会 (3)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第4章 国会 (3)



第四十三条 【 両議院の組織 】

両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

② 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

概要説明

国会は、衆議院と参議院の二院制で構成されています。

各議院は、独立して意思決定を行ない、両議院の意思が一致することによって国会の意思が成立します。

第43条の1項は、国会構成の両議院の組織を定め、議員が、選出された選挙区の選挙人・住民だけでなく、すべての選挙区の人を含めた「全国民を代表する」議員であることを宣言しています。

2項は、両議院の議員定数は、法律で定める旨を規定しています。具体的には、公職選挙法で定められており、合議体として有効に機能するよう適正な定数が定められています。

衆議院と参議院の議員定数など

衆議院	比較点	参議院
465人	議員定数	242人
4年 (衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了)	任期	6年 (3年ごとに半数改選)
満18歳以上	選挙権	満18歳以上
満25歳以上	被選挙権	満30歳以上
小選挙区・・・289人 全国を289区	選挙区	選挙区・・・146人 原則都道府県単位45区 (鳥取県・島根県・徳島県・高知県はそれぞれ2県の区域で1選挙区)
比例代表・・・176人 全国を11区あり	解散	比例代表・・・96人 全国を1区 なし

※参議院議員は半数ずつ3年ごとに改選される。第24回通常選挙(平成28年7月10日執行。当選議員の任期は平成34年7月25日まで)より、選挙権年齢は満18歳以上、選挙区は45区(都道府県単位43区及び2合区)となった。なお、第23回通常選挙(平成25年7月21日執行。当選議員の任期は平成31年7月28日まで)においては、選挙権年齢は満20歳以上、選挙区は47区(都道府県単位)であった。

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

国会議員

衆議院及び参議院は、それぞれ、主権者である全国民を代表する選挙された議員で組織されます。両議院の議員を兼務することはできません。

各議員は、所属する議院の一員として、本会議や委員会等における審議や意思決定への参加、法律案や決議案などの議案の発議（提案）、内閣に対する質問主意書の提出、国民からの請願の紹介等を行います。

議員は、このような職責を果たすため、国庫から相当額の歳費を受けること、国会の会期中逮捕されないこと、議院で行った演説、討論又は表決について院外で責任を問われないことが、憲法で認められています。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.